

注)「別紙様式」とは、資金移動業者に関する内閣府令上の様式を指します。

注) 官公署が証明する書類については、届出の日前3月以内に発行されたものに限りためご留意ください。

注) 取締役等とは、取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国資金移動業者にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者）をいいます。

注) 変更の事実関係確認のため、下記以外の書類を求めることがあります。

変更事項	添付書類
商号	☐ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 ☐ 別紙様式第3号により作成した資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）第40条第1項各号に該当しないことを誓約する書面
資本金の額	☐ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
営業所の設置、位置の変更又は廃止	☐ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
取締役等	☐ 新たに取締役等になった者に係る住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面 ☐ 上記項目の住民票の抄本等が当該旧氏名を証するものでないときは、当該旧氏名を証する書面 ☐ 新たに取締役等になった者が資金決済法第40条第1項第11号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第4号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面 ☐ 別紙様式第5号又は別紙様式第6号により作成した新たに取締役等になった者の履歴書又は沿革 ☐ 別紙様式第3号により作成した資金決済法第40条第1項各号に該当しないことを誓約する書面 ☐ 当該変更に係る別紙様式第7号により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面
資金移動業の内容又は方法 ※右記添付書類のうち、変更があった事項に係る書類を提出してください。	☐ 資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。） ☐ 資金移動業を管理する責任者の履歴書 ☐ 資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。） ☐ 資金移動業の利用者と為替取引を行う際に使用する契約書類
委託に係る業務の内容又は委託先	☐ 当該委託に係る契約の契約書
主要株主	☐ 別紙様式第7号により作成した株主の名簿
他に行っている事業に変更があった場合	☐ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
資金決済法第37条の登録を財務局長等から受けている資金移動業者が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合	☐ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面及び当該変更前に交付を受けた資金移動業者に関する内閣府令第7条の登載済通知書
認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合	☐ 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実が確認できる書面

2025年6月作成
関東財務局金融監督第6課